

受付番号  
(税関記入欄)登録番号  
(税関記入欄)

## 事前教示に関する照会書

税関様式C第1000号

令和 年 月 日  殿	照 会 者 の 住 所、氏 名	輸入者符号	
	代 理 人 の 住 所、氏 名		(担当者) (電話番号)

下記貨物の <input type="checkbox"/> 関税率表適用上の所属区分 及び 統計品目番号 <input type="checkbox"/> 関税率 (EPA税率以外) <input type="checkbox"/> EPA税率 <input type="checkbox"/> 内国消費税等の適用区分及び税率 <input type="checkbox"/> 他法令 について照会します		製造地 製造者	
品名、銘柄 及び型番		単価	輸入申告予定官署
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input type="checkbox"/> 未到着	見本及び参考資料 <input type="checkbox"/> 見本 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> カタログ <input type="checkbox"/> 説明書 <input type="checkbox"/> 分析成績 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 見本の返却(要・否) 見本の取扱い( ) 参考資料の返却(要・否)	
輸入契約の時期、輸入の予定期間、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無		照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号 )	
		類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号 )	

照会貨物の説明(製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等)

関税率表適用上の所属区分等に関する意見(□有  無)

非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3参照)	要・否	非公開理由			
非公開期間	( ) 日	(180日を超えない期間)	続	補足説明書	要求・提出枚

(注) 裏面の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格A4)

○事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ

○事前教示照会に際して提出する見本及び参考資料に係る確認書

項目	確認欄
⑥ 返却を必要とする見本又は参考資料を提出する場合、提出後の税関による確認や取扱い、その他運送時も含めた偶発的な事故等のため、提出時と同一の状態で返却できない可能性がある旨承諾します。	はい・いいえ ・ 提出なし
照会者 又は その代理人	氏名又は名称
	住所又は 所在地

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出してください。「照会貨物の説明」欄又は「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることとなりますので、注意してください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書(変更通知書兼用)は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間(180日を超えない期間に限ります。)非公開とする必要がある場合には、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。
- また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。
- 税関は提出された見本の取扱いに細心の注意を払いますが、関税分類の検討のために使用等させていただく場合があり、提出時の状態で返却することができない可能性があります。

(規格A4)

公開日	以降	登録番号	
-----	----	------	--

事前教示回答書（変更通知書兼用）

税関様式C 第1000号-1

別添の事前教示に関する照会書（登録番号  ）による照会について、下記の「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」、「関税率」、「内国消費税等の適用区分及び税率」及び「参考（他法令）」欄記載のとおり回答します。

なお、本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。また、「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」を決定する際の品目分類に関する見解については、分類理由欄に記載されています。

関税率表適用上の所属区分 及び統計品目番号	関 税 率	内国消費税等の適用区分及び税率	照会貨物の一般的品名

照会貨物の概要

分類理由

令和 年 月 日

税関業務部

(印)

参考 (他法令)	
-------------	--

(注) 本件回答のうち、内国消費税等及び他法令に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に照会して下さい。また、裏面の「注意事項」をよくお読みください。なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば回答税関までお問い合わせください。 (規格A4)

## 注 意 事 項

1. 本件の回答は対応する照会に係る貨物に対しての回答書であり、その他の貨物にはその効力が及ばないので注意して下さい。特に、照会貨物に類似する貨物であっても型番、成分等が異なる貨物は関税率表上まったく別の所属区分に属することもあるので、照会貨物と同一ではない貨物の申告には本回答書を添付しないで下さい。
2. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供しますのでご留意ください。
3. 関税率欄における税率のうち、基本税率以外の関税率は、特定の条件のもとでのみ適用されるものがあり、照会された貨物について一律に適用されるものではないのでご留意下さい。  
なお、原産地の認定について事前教示が必要な場合には、別途、事前教示に関する照会書（原産地照会用）（税関様式C第1000号-2）による照会を行う必要があります。
4. 内国消費税の適用区分及び税率欄のうち、地方消費税についての税率は、消費税額を課税標準としての割合です。
5. 関税率欄並びに内国消費税の適用区分及び税率欄は回答日現在において適用される税率を示しています。
6. この回答書（変更通知書）のうち、関税率表番号について照会者に意見がある場合には、税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日の翌日から2か月以内のみ可能です。
7. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
  - (1) その交付又は送達のあった日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から3年を経過したもの
  - (2) 輸入貨物の適正な関税率表適用上の所属区分等を決定するため前提となる商品説明と合致しない商品説明に基づくもの
  - (3) 条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）並びに関税率表解説及び分類例規（以下「通達」といいます。）の改正により影響を受け、参考とならなくなつたもの
  - (4) 法令及び通達の適用を誤ったもの
  - (5) 上記（1）～（4）以外のものであつて、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回すべきもの（ただし、下記9.により朱書されたものを除きます。）
8. 法令又は通達の改正、分類解釈の変更その他の理由によりこの回答書の分類変更が必要になったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
9. 事前教示回答書（変更通知書兼用）上記8.の場合において、変更通知を行つたものについては、当該分類変更前に契約した貨物について、当該分類変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められるときは、申出により分類理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定期間（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（分類変更を行つた日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間のいずれか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。）。

(規格A4)

受付番号  
(税関記入欄)

登録番号  
(税関記入欄)

インターネットによる事前教示に関する照会書

税關様式C第1000号-13

令和 年 月 日	照 会 者 の 住 所、氏 名 代 理 人 の 殿 住 所、氏 名	輸入者符号 (担当者) (電話番号)
----------	--	--------------------------

下記貨物の  関税率表適用上の所属区分 及び 統計品目番号  関税率 (EPA税率以外)  
 EPA税率  内国消費税等の適用区分及び税率  他法令  
について照会します

品名、銘柄 及び型番		単価	輸入申 告予定 官署
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input type="checkbox"/> 未到着	参考資料	<input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> カタログ <input type="checkbox"/> 説明書 <input type="checkbox"/> 分析成績 <input type="checkbox"/> その他 ( )
輸入契約の時期、輸入の予定期間、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無			照会貨物に係る事前教示実績 (有・無) (事前教示番号 ) 類似貨物に係る輸入実績 (有・無) (輸入申告番号及びその年月 )

照会貨物の説明 (製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等)

関税率表適用上の所属区分等に関する意見 ( 有  無)

続	補足説明書	提出 枚
---	-------	------

○事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄	
1. 照会に係る貨物について		
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ	
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ	
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ	
2. 照会について		
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。	
3. 補足説明又は追加資料の提出について		
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ	
4. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて（注意事項参照）		
⑥ 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します（回答内容については原則公開となります。）。	はい・いいえ	
⑦ 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により受け取ることを希望します。 ※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参考下さい。 URL : <a href="http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm">http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm</a>	イ、ロのうち該当するものを記入してください。また、イの場合は、受取を希望される税関の官署名を記入してください。	
⑧ ⑦により交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。	はい・いいえ	
⑨ 切替えを行う場合、非公開期間の要否（原則公開です。）	要・否	
非公開理由	非公開期間	( ) 日 (180日を超えない期間)

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄又は「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることとなりますので、注意してください。
- 一の照会書につき一品目の照会としてください（セット物品は除きます。）。
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達7—19—2(5)に規定する場合（本様式（C第1000号—13）による照会のうち、具体的な貨物に係る照会で、見本の提出を要することなく、一の関税率表適用上の所属区分及び一の統計品目番号について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、切替えを行ってから30日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間（180日を超えない期間に限ります。）非公開とする必要がある場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

## 関税(消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(包括)申請書(一括)

令和 年 月 日		輸入者符号											
申 請 先	税関別一括	<input type="checkbox"/> 東京	<input type="checkbox"/> 横浜	<input type="checkbox"/> 神戸	<input type="checkbox"/> 大阪	<input type="checkbox"/> 名古屋	<input type="checkbox"/> 門司	<input type="checkbox"/> 長崎	<input type="checkbox"/> 函館	<input type="checkbox"/> 沖縄地区	税関官署の長 殿		
	□ 東京	<input type="checkbox"/> 前橋	<input type="checkbox"/> 東京航空貨物	<input type="checkbox"/> 成田航空貨物	<input type="checkbox"/> 東京外郵	<input type="checkbox"/> 大井	<input type="checkbox"/> 羽田	<input type="checkbox"/> 立川					
	□ 横浜	<input type="checkbox"/> 酒田	<input type="checkbox"/> 山形	<input type="checkbox"/> 新潟	<input type="checkbox"/> 東港	<input type="checkbox"/> 新潟空港	<input type="checkbox"/> 柏崎	<input type="checkbox"/> 直江津					
	□ 神戸	<input type="checkbox"/> 宇都宮	<input type="checkbox"/> 大黒埠頭	<input type="checkbox"/> 本牧埠頭	<input type="checkbox"/> 川崎外郵	<input type="checkbox"/> 仙台塩釜	<input type="checkbox"/> 石巻	<input type="checkbox"/> 気仙沼	<input type="checkbox"/> 仙台空港	<input type="checkbox"/> 小名浜			
	□ 大阪	<input type="checkbox"/> 相馬	<input type="checkbox"/> 福島空港	<input type="checkbox"/> 鹿島	<input type="checkbox"/> 日立	<input type="checkbox"/> つくば	<input type="checkbox"/> 千葉	<input type="checkbox"/> 船橋市川	<input type="checkbox"/> 木更津	<input type="checkbox"/> 姉崎			
	□ 長崎	<input type="checkbox"/> 川崎	<input type="checkbox"/> 横須賀	<input type="checkbox"/> 三崎	<input type="checkbox"/> 茨城空港								
	□ 名古屋	<input type="checkbox"/> 岡山空港	<input type="checkbox"/> 片上	<input type="checkbox"/> 広島	<input type="checkbox"/> 広島空港	<input type="checkbox"/> 吳	<input type="checkbox"/> 福山	<input type="checkbox"/> 尾道糸崎	<input type="checkbox"/> 小松島	<input type="checkbox"/> 坂出			
	□ 函館	<input type="checkbox"/> 高松	<input type="checkbox"/> 詫間	<input type="checkbox"/> 松山	<input type="checkbox"/> 宇和島	<input type="checkbox"/> 今治	<input type="checkbox"/> 新居浜	<input type="checkbox"/> 三島	<input type="checkbox"/> 高知	<input type="checkbox"/> 須崎			
	□ 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 高松空港											
	□ 関西空港	<input type="checkbox"/> 六甲アーバンド	<input type="checkbox"/> ポートアーバンド	<input type="checkbox"/> 姫路	<input type="checkbox"/> 東播磨	<input type="checkbox"/> 尼崎	<input type="checkbox"/> 境	<input type="checkbox"/> 浜田	<input type="checkbox"/> 水島	<input type="checkbox"/> 宇野			
□ 関東空港	<input type="checkbox"/> 南港	<input type="checkbox"/> 大阪外郵	<input type="checkbox"/> 伏木	<input type="checkbox"/> 富山	<input type="checkbox"/> 富山空港	<input type="checkbox"/> 金沢	<input type="checkbox"/> 七尾	<input type="checkbox"/> 小松空港	<input type="checkbox"/> 敦賀				
□ 関東空港	<input type="checkbox"/> 福井	<input type="checkbox"/> 京都	<input type="checkbox"/> 滋賀	<input type="checkbox"/> 舞鶴	<input type="checkbox"/> 宮津	<input type="checkbox"/> 堺	<input type="checkbox"/> 岸和田	<input type="checkbox"/> 関西空港	<input type="checkbox"/> 和歌山				
□ 関東空港	<input type="checkbox"/> 下津	<input type="checkbox"/> 新宮											
□ 関東空港	<input type="checkbox"/> 諏訪	<input type="checkbox"/> 中部外郵	<input type="checkbox"/> 南部	<input type="checkbox"/> 西部	<input type="checkbox"/> 清水	<input type="checkbox"/> 興津	<input type="checkbox"/> 浜松	<input type="checkbox"/> 沼津	<input type="checkbox"/> 田子の浦				
□ 関東空港	<input type="checkbox"/> 焼津	<input type="checkbox"/> 御前崎	<input type="checkbox"/> 静岡空港	<input type="checkbox"/> 豊橋	<input type="checkbox"/> 衣浦	<input type="checkbox"/> 蒲郡	<input type="checkbox"/> 中部空港	<input type="checkbox"/> 四日市	<input type="checkbox"/> 津				
□ 関東空港	<input type="checkbox"/> 尾鷲												
□ 関東空港	<input type="checkbox"/> 田野浦	<input type="checkbox"/> 福岡外郵	<input type="checkbox"/> 莺田	<input type="checkbox"/> 下関	<input type="checkbox"/> 萩	<input type="checkbox"/> 宇部	<input type="checkbox"/> 岩国	<input type="checkbox"/> 徳山	<input type="checkbox"/> 防府				
□ 関東空港	<input type="checkbox"/> 平生	<input type="checkbox"/> 戸畠	<input type="checkbox"/> 若松	<input type="checkbox"/> 博多	<input type="checkbox"/> 福岡空港	<input type="checkbox"/> 伊万里	<input type="checkbox"/> 唐津	<input type="checkbox"/> 厳原	<input type="checkbox"/> 大分				
□ 関東空港	<input type="checkbox"/> 佐伯	<input type="checkbox"/> 津久見	<input type="checkbox"/> 大分空港	<input type="checkbox"/> 細島	<input type="checkbox"/> 宮崎空港	<input type="checkbox"/> 油津	<input type="checkbox"/> 比田勝	<input type="checkbox"/> 北九州空港					
□ 関東空港	<input type="checkbox"/> 長崎	<input type="checkbox"/> 長崎空港	<input type="checkbox"/> 三池	<input type="checkbox"/> 久留米	<input type="checkbox"/> 佐世保	<input type="checkbox"/> 八代	<input type="checkbox"/> 熊本	<input type="checkbox"/> 水俣	<input type="checkbox"/> 三角	<input type="checkbox"/> 熊本空港			
□ 関東空港	<input type="checkbox"/> 鹿児島	<input type="checkbox"/> 枕崎	<input type="checkbox"/> 川内	<input type="checkbox"/> 鹿児島空港	<input type="checkbox"/> 志布志								
□ 関東空港	<input type="checkbox"/> 函館	<input type="checkbox"/> 札幌	<input type="checkbox"/> 留萌	<input type="checkbox"/> 旭川空港	<input type="checkbox"/> 小樽	<input type="checkbox"/> 石狩	<input type="checkbox"/> 室蘭	<input type="checkbox"/> 釧路	<input type="checkbox"/> 網走	<input type="checkbox"/> 紋別			
□ 関東空港	<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 十勝	<input type="checkbox"/> 苦小牧	<input type="checkbox"/> 雄大	<input type="checkbox"/> 根室	<input type="checkbox"/> 千歳	<input type="checkbox"/> 青森	<input type="checkbox"/> 青森空港	<input type="checkbox"/> 八戸	<input type="checkbox"/> 宮古			
□ 関東空港	<input type="checkbox"/> 大船渡	<input type="checkbox"/> 金石	<input type="checkbox"/> 秋田船川	<input type="checkbox"/> 秋田空港									
□ 関東空港	<input type="checkbox"/> 那覇外郵	<input type="checkbox"/> 鏡水	<input type="checkbox"/> 那覇空港	<input type="checkbox"/> 石垣	<input type="checkbox"/> 与那国	<input type="checkbox"/> 平良	<input type="checkbox"/> 沖縄	<input type="checkbox"/> 平安座	<input type="checkbox"/> 石垣空港				
(税関長・税関支署長・出張所長・監視署長) 殿													
申 請 者	(住所) (〒 )											TEL	
	(氏名又は名称及び代表者名)												
代理 人	(住所) (〒 )											TEL	
	(氏名又は名称及び代表者名)												
関税法 第9条の2 第2項 消費税法 第51条 第2項 地方税法 第72条の103第1項												の規定により下記のとおり納期限の延長を申請します。	
納期限の延長を受けようとする特定月		令和 年 月 から 令和 年 月 までの各月		納期限の延長を受けようとする関税及び 消費税・地方消費税の合計税額		円							
						ただし、本納期限延長の通知後に担保の追加提供の承認を受けた場合には、上記金額に当該追加担保金額を加えた額							
納期限の延長を受けようとする期間 の末日		各特定月の末日の翌日から起算して3月を経過する日(ただし、国税通則法第10条第2項に規定する日に該当するときは休日等の翌日)											
提 供 し た 担 保	提供年月日 令 和 年 月 日			担保の種類 <input type="checkbox"/> 保証人の保証 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )				申請理由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新( ) <input type="checkbox"/> 追加( )					
	担保の期間(債権発生期間) 自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日			保証限度額				円					
※ 関税等納期限延長(包括)通知書 第 号 令 和 年 月 日													
関税法第9条の2第2項、消費税法第51条第2項、地方税法第72条の103第1項の規定により、上記特定月(通知後に提供した担保の保証期間を短縮した場合にあっては短縮後の特定月)において輸入しようとする貨物に係る納期限を延長します。													
印													

(注) 1. この申請書は、2部提出して下さい。

2. 申請先の官署にレ印をして下さい。ただし、申請先が全国の税関官署である場合には税関別一括欄の全ての税關に、申請先が各税關の全ての官署である場合には税關別一括欄の該当税關にレ印をして下さい。

3. ※欄は記入しないで下さい。